

## いちご一会とちぎ国体下野市売店出店者募集要領

### 1 趣旨

この要領は、本市で開催するいちご一会とちぎ国体において、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の出店者募集について、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 設置場所・開設期間等

売店の設置場所や期間等は次のとおりとし、設置期間中の途中開設及び閉設は原則として認めないものとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

競技名	設置場所	設置期間	募集出店者数
サッカー (少年男子)	下野市大松山運動公園陸上競技場	令和4年 10月2日(日)・4日(火)・5日(水)	3店舗程度
ハンドボール (成年女子・少年女子)	下野市石橋体育センター	令和4年 10月6日(木)～10日(月祝)	3店舗程度

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、設置場所・設置期間・募集出店者数を変更する場合がある。

### 3 開設時間

売店の開設時間は、競技開始予定時刻の1時間前から競技終了予定時刻の30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

### 4 出店位置・出店規模

出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として1ブース約20㎡(2間×3間のテント)とする。

また、移動販売車にて出店する場合、テントは設置しないものとし、移動販売車1台につき1ブース使用とみなす。

なお、実行委員会は出店状況を勘案し、必要に応じて出店規模を変更することができるものとする。

### 5 実行委員会が準備する運営設備等

実行委員会は、原則として次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) テント1張(2間×3間) 横幕を含む
- (2) 長机 6台以内
- (3) 椅子 4脚以内

## 6 出店者が準備する運営設備等

- (1) 発電機、給排水設備その他必要な設備(必要に応じて)  
※火気器具、燃料等の危険物を使用する出店者は必要に応じて消防署へ届出し、ブース内に消火器を設置すること。
- (2) 手指消毒液及びペーパータオル等の感染症予防対策物品
- (3) 来店者が身体的距離をとって並ぶための足元の目印等
- (4) その他要項を遵守するために必要なもの

## 7 取扱品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) 国体関連グッズ  
国民体育大会標章又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会のマスコット「とちまるくん」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会の使用承認を得ているもの。
- (2) スポーツ用品
- (3) 郷土物産品  
下野市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、水産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。
- (4) 飲食物(アルコール飲料を除く。)
  - ア 製造加工品  
食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等(以下「営業許可施設」という。)において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。
  - イ 現地調理品  
売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理を行うものであること。
- (5) 授産施設生産物
- (6) 宅配便
- (7) その他実行委員会が認めるもの

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飲食物禁止・現地調理品禁止等販売品目を制限する場合がある。

## 8 出店料

(1) 1ブースあたりの出店料は次のとおりとする。

出店者区分	出店料
下野市内に事業所を有して営業している者	無料
上記以外の者	1日当たり 3,000円

(2) 出店料の振込

出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は出店者の負担とする。

(3) 出店料の免除

次に該当する場合は出店料を免除するものとし、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

- ア 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
- イ 行政機関等
- ウ 災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者
- エ アからウに掲げる者のほか、実行委員会において特に必要と認める者

## 9 出店条件

売店の出店者は、要項に規定する条件等を満たしている者とする。

## 10 出店申請

出店を希望する者（以下「申請者」という。）は、実行委員会が定める期日までに、次の関係書類を持参又は郵送にて実行委員会に提出するものとする。

※申請書類は、出店を希望する競技（サッカー・ハンドボール）ごとに提出すること。

- ア 売店出店申請書（様式第1号）
- イ 売店出店概要書（様式第2号）
- ウ 出店従業員名簿及び搬入車両予定表（様式第3号）
- エ 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- オ その他実行委員会が必要と認めるもの

## 11 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときには、要項及び本要領に基づいて審査し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請した者を優先して選定し、これによりがたい時は抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱い品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

## 12 受付期間等

受付の期間及び時間は次のとおりとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

(1) 受付期間 令和4年5月26日(木)から6月23日(木)まで

※持参の場合は、土日祝日を除く。

※郵送の場合は、受付期間内必着。

(2) 受付時間 平日 8:30～17:15(正午から午後1時までの時間を除く。)

## 13 その他

(1) 出店にあたっては、要項、要領、及びいちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止ガイドライン等を遵守すること。

(2) 出店従業員名簿及び搬入車両予定表(様式第3号)に従い、1出店者につき1台の駐車許可証を交付する。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現時点での観客の入場数は収容定員の50%としているほか、今後の感染状況により、観客の入場数の制限又は無観客での競技実施となる場合がある。また、悪天候、新型コロナウイルス感染症の状況等により、やむを得ず売店出店を中止する場合がある。

(4) 要項、要領に定めのない事項については、関係団体等と協議の上、実行委員会が定めるものとする。

(5) 提出された書類に含まれる個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。

## 14 書類提出及び問合せ先

〒329-0492 下野市笹原26

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局

(下野市教育委員会事務局スポーツ振興課国体推進室)

TEL: 0285-32-8920 FAX: 0285-32-8611

E-mail: [sports@city.shimotsuke.lg.jp](mailto:sports@city.shimotsuke.lg.jp) ※FAX、E-mailでの提出は不可